

豊浦町地方創生総合戦略推進本部会議設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 豊浦町地方創生推進本部会議（以下「本部」という。）は、人口減少、少子・高齢社会において、将来にわたり活力ある本町地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に向けて、必要な取組を検討し、一体的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合的な施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 施策推進にあたっての情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長及び副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部員は、課長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第 5 条 本部の会議は、本部会議とする。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行うものとする。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(担当者連携会議)

第 6 条 本部に担当者連携会議を置く。

- 2 担当者連携会議は、町長が指名する関係担当者をもって構成する。
- 3 担当者連携会議に幹事長を置き、総務課長をもって充てる。
- 4 担当者連携会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、関係職員を担当者連携会議に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第6条 町長が指名する関係担当者

総務課・・・・・・・・課長補佐、企画防災係長

町民課・・・・・・・・課長補佐、子育て支援係長

建設課・・・・・・・・課長補佐

水産商工振興課・・課長補佐、水産係長

農政振興課・・・・・・・・農政係長、林政係長

総合保健福祉施設・総務係長、保健センター係長、福祉係長、介護保険係長、包括支援
センター係長

国保病院・・・・・・・・事務次長

生涯学習課・・・・・・・・社会教育係長